

夏季における年次有給休暇取得促進の御協力について（御依頼）

栃木労働局長より、[令和6年7月1日付け栃労発雇均0628第3号「夏季における年次有給休暇取得促進の御協力について（御依頼）」](#)をもって、さらに年次有給休暇の取得率向上を目指して、この夏季における年次有給休暇の取得促進の気運を醸成するため、会員事業場等への周知依頼がありました。

「この夏は休みをつなげて心身ともにリフレッシュ。」のスローガンの下、是非、年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう。

- [年次有給休暇取得促進特設サイト | 働き方・休み方改善ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)